

豊中市役所自動車駐車場管理運営事業予定者の公募型プロポーザル方式による選定に係る
質問に対する回答

No.	項目・ページ	質問内容	回答
1	【実施要領】P-2 2.(4)行政財産の最低使用料(年額)	9,380,000円は、非課税・税込・税抜のいずれか。	非課税です。
		・行政財産の最低使用料について、年額での記載であるが、期間は年単位か年度単位か、もしくは、10/1～翌9/30となるのか。 ・年単位、年度単位の場合、10/1開始のため、使用料の支払いは月割での支払いとなるのか。	・行政財産の使用を許可する期間は1年を超えることができない(豊中市財務規則第122条第3項)ことから、今回の公募に伴う使用許可の期間は令和6年10月1日から令和7年9月30日までの1年間を予定しています。 ・ただし、許可の決定及び使用料の請求は年度単位(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで及び令和7年4月1日から同年9月31日まで)で2回に分けて行います。 ・なお、行政財産の使用期間は、1年を超えない範囲で更新することができる(豊中市財務規則第122条第4項)ことから、駐車場の使用状況、事務の効率性等を総合的に判断して必要であると市が判断する場合は、令和7年4月1日以降の使用について申請があれば1年を超えない期間で許可を更新することができます。なお、更新できるのは令和11年9月30日の使用許可までです(当初の使用許可期間の始期から5年以内)。 (参考)【実施要領】 P-1 2(3)業務期間 P-13 9.使用料の納入
2	【実施要領】P-2 2.(5)対象物件 参考情報(実績)	参考情報(実績)について、令和4年度、令和5年度、令和6年度の4月分までを月毎に開示いただけないでしょうか。	・別紙に添付いたします。 ・実施要領P.2の参考情報(実績)の令和5年度駐車場台数(のべ)(台)の数値に誤りがあったため修正いたします。誤:191,200→正:201,524
3	【実施要領】P-2 4.入札参加資格	豊中市入札参加資格「物品・業務委託等」を有していれば、参加資格があるとの認識で間違いはないか。	豊中市入札参加資格の有無は問いませんが、実施要領に記載する(1)から(11)までのすべてを満たすことを参加資格要件とします。

4	【実施要領】P-9 4.レイアウト図	レイアウト図作成のため、CADデータ等をいただくことは可能でしょうか。	駐車場のCADデータは保有しておりません。
5	【仕様書】P-2 1.(7)駐車場の維持管理等	維持保全等(修繕、除草、清掃等)について、現状の実施回数(年〇回)を教えてください。	清掃は週1回、除草は年3回、修繕においては市と協議しながら実施しております。
		光熱水費の実績を教えてください。	市では把握しておりません。
6	【仕様書】P-2 1.(8)カメラ式駐車場による運営	- 道路を渡った庁舎側に機器の設置は可能でしょうか。 - 機械間を有線で接続する場合、公道を渡る施工は可能でしょうか。	- 料金精算機の設置場所について、事業者の提案により庁舎側に設置することも可能ですが、最終的に、市との協議となります。市との協議となることについて、仕様書(P. 6の別表1)に追記いたします。 - 公道を渡る施工は可能ですが、市の都市基盤部基盤管理課及び警察への許可申請等が必要となります。
	【仕様書】P-2 1.(9)その他駐車場の運営、レイアウト等	現在の駐車台数(106台)以上が条件となっておりますが、現状のレイアウトが収容台数的には限界のように見受けられます。混雑緩和、安全対策を考慮した場合の収容台数が減少する提案は、可能でしょうか。	実施要領(別紙1)の事業計画書提案必須項目の「2 運営方法⑨」、仕様書(P.2 の(9))に記載のとおり、現在の駐車台数(106台)以上でのレイアウトのご提案が必須となります。
		106台以上の駐車スペースを確保できれば、事業者の判断で車室にカーシェアを置くことは可能でしょうか。	現在の駐車台数(106台)以上を確保し、かつ、駐車場の利用等に係る安全の確保、円滑な駐車場運営の実施を条件に、場内にカーシェアリング用の車両を置かれることは可能です。

7	建造、レイアウト等について 【別紙1】P-1 2.⑨その他駐車場運営、レイアウト等	・現在、駐車場内の出口付近に豊中市様が設置された小屋があるが、豊中市様にて撤去は可能でしょうか。 ・その場合、小屋が豊中市様資産のため、解体・処分は豊中市様負担という理解でよいでしょうか。	・市が旧管理小屋を撤去する予定はありません。 ・なお、駐車場の円滑な管理運営及び利用者の利便性の向上等のため、提案者の負担により当該小屋を撤去するレイアウトを提案していただくことは可能です。撤去については、最終的に、市との協議となります(仕様書P.3の3. 駐車設備の設置工事等について、同P.5の8. その他)。
		・駐車場内に設置されている、旧管理小屋の撤去は可能でしょうか。 ・また小屋の管理は市側との認識でよろしいでしょうか。	・同上 ・旧管理小屋の管理については、使用用途等をふまえ、管理運営事業者と市の協議となります(仕様P.3の3及び8)。
8	【仕様書】P-3 2.(3)環境への配慮 【別紙1】P-2 3.⑤環境への配慮	・電気自動車の利用促進のためEV充電器を設置した場合、利用者向けの充電料金の設定や運用に関しては、事業者の裁量で実施してよいでしょうか。 ・また、EV充電器の売上は、事業者の収入という認識でよろしいでしょうか。	・EV充電器を設置した場合の充電料金の設定や運用につきましては、企画提案書類の事業計画書においてご提案いただくものですが、最終的に、市との協議となります(仕様書P.5の8.その他)。 ・EV充電器の売上につきましては、管理運営事業者の収入という認識で問題ありません。
9	【仕様書】P-4 4.物件の引き渡しと返還	・現行管理者の駐車場内にある設置物(撤去予定)を教えてください。 ・また、残地予定のものを教えてください。 ・現状設置されている看板、ポール等で引き続き使用してもよい設置物があれば教えてください。	・対象物件は、原則として、原状回復の状態で引き渡すこととなります(仕様書P.4の4)。 ・なお、現行の管理運営事業者が設置しているものについては、新たな事業者が決定した後、必要に応じ、速やかに、本市及び現行の事業者と、原状回復に関する協議を行うものとします。

		駐車場内の支柱、照明、カメラ、カーブミラー等の所有は、現行管理者でしょうか。また、撤去の場合、同等品の設置は必須でしょうか。	・駐車場内にあります支柱、照明、カメラ、カーブミラー等は、現在の管理運営事業者が設置したものです。これらの設置については、安全対策(仕様書P.1の(4))、駐車場関連法令等の遵守等のための必要性をご判断いただき、ご提案をお願いします。 ・管理(防犯)カメラ等を設置する場合は、市と協議のうえ、了解を得てください(仕様書P.3の3. 駐車設備の設置工事等について)。
10	その他	現状の配管、配線ルートをお教えいただけないでしょうか。	・市では把握しておりません。 ・対象物件は、原則として、原状回復の状態で引き渡すこととなります(仕様書P.4の4)。なお、現行の管理運営事業者が設置しているものについては、新たな事業者が決定した後、必要に応じ、速やかに、本市及び現行の事業者と、原状回復に関する協議を行うものとします。